

射水市監査委員告示第 16 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年12月25日に実施した財政援助団体等監査（小杉まちづくり協議会）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年12月26日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 山 崎 晋 次

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 [所管課]

指定管理者監査

小杉まちづくり協議会 [市民活躍・文化課]

2 監査の実施日

令和7年12月25日

3 監査の期間

令和7年12月11日～令和7年12月25日

4 監査の範囲 (令和6年度)

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	小杉まちづくり協議会
代 表 者	会長 永 森 直 人
所 在 地	射水市戸破 2289 番地

7 指定管理施設の概要

施 設 名	小杉展示館、竹内源造記念館
所 在 地	射水市戸破 4286 番地 1、射水市戸破 2289 番地
所 管 課	市民活躍・文化課
基本協定締結日	令和5年1月16日
指 定 期 間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
管理業務委託料	14,542,000 円 (令和6年度)

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

(1) 小杉まちづくり協議会は、旧北陸道アート in 小杉等、地域の賑わい創出事業など、民間ならではの発想と工夫で周辺の活性化に尽力されていることに敬意を表したい。

今後も、地域住民有志が根強いつながりのもと、活気ある地域づくりを一層推進されるよう期待する。

(2) 指定管理をされている2館については、国の登録有形文化財でもあることから、観光まちづくり課と連携するなど、沿岸部の内川とともに観光資源として大いに活用されたい。

一方、両施設とも老朽化が進んでいることから、耐震化等の地震対策も含め適切な維持管理に努めていただきたい。

(市民活躍・文化課)